六、自動車部東京自動車部ノ態度

同自動車部ニテハ去ル「ストライキ」組織ノ結果一人ヲ除キ

五円乃至三円ノ月収減ニテ甘ンシ従来ノ待遇ヲ減セラレ累

ナクシ従テ対局対策ヲ當ニ之カ対策ヲ協議スルノ翌十二

日午後二時ヨリ従業員自動車全部従業員ニ約五十

名ハ某所ニ会シ無慮ノ従協議会ヲ開催セシニ之カ所轄

警察署長ノ探知スル所トナリ解散セラレシヤ密ニ他

所ニ於テ協議ヲ遂ケ其ノ結果今般争議ニ付テハ本部ノ行

動ニアキタラサル雰囲気ニアル打破ヲ以テ支部単

独ニ「完全ナル」ヲ決行スルヿトシ「[illegible]」之ニ通過シ翌十

三日ヨリ実行シ極メテ其ノ理想的戦術トシテ「怠業」

車輛ヲ可成的「怠」ニ航行ヲナストシテアル[illegible]電気

局側ノ対策ニヨリ大ニ其ノ行動ヲ束縛セラレツヽアル

尚多少ノ（眼ニ立タサル程度）怠業的動揺ニ出テツヽ

アリ

三、市電気局ノ対策

前記大怠労働ノ戦術ニ対シ当局ニ於テハ極力防止ニ

於テ監督ノ厳密ニシ従業者ヲシテ前述ノ行為ノ言質

ヲ提ヘ罰等可及的怠業ニ出ツルノ機会ヲ与ヘサルヿト

シ努メツヽアリ

四、[illegible]支部ノ態度

該[illegible]支部ニ於テハ去ル本月十三日夜同所ノ中央委員会

、其ノ之カ報告ヲ求メ説明セシメタル支部単独抗争中ニ

付同支部ノ代表ナルカ何レモ之ヲ取上ケ別途總会及対

運動ト気脈ヲ通シタルモノト認メラル

法人協調會

財團協調會